

薬局等に勤務する登録販売者の資質向上のための研修会 実施要領

令和6年4月1日
一般社団法人 佐賀県薬剤師会

1. 目的

本研修は、「薬局並びに店舗販売業及び配置販売業の業務を行う体制を定める省令」が薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者(以下「薬局開設者等」)に求める従事者に対する研修のうち、平成24年3月26日付薬食総発0326号第2号厚生労働省医薬食品局総務課長通知による、登録販売者に対する外部研修として実施する。

2. 研修の概要

(1) 受講対象者

薬局開設者、店舗販売業者、配置販売業者(以下「薬局等」)の下で一般用医薬品の販売に従事する全ての登録販売者

(2) 研修の時間数

毎年度12時間以上の研修を行う。

(3) 実施方法

① 講義

講義(集合研修)形式と遠隔講座(Web)を組み合わせる。また、遠隔講(Web)の時間数が講義(集合研修)の時間数をこえないこととする。

② 欠席の取り扱い

本研修において、正当な理由があると認められる場合においては講義(集合研修)への欠席を認めるものとする。その際、正当な理由と認められる事由は以下の通りとする。また、遠隔講座(Web)においてはその講義の特性上欠席は認められない。

《欠席を認められる正当な理由に該当する事由》

- (イ) 病気:インフルエンザ又は新型コロナ等、他者への感染の可能性を持つ病気に罹患した場合。(診断書の提示を求める場合があります)
- (ロ) 弔事:家族、親族又は勤務する店舗において弔い事があった場合。
- (ハ) 災害:地震、台風、水害等の自然災害にて、移動・交通手段が絶たれた場合。

③補講

本研修において正規の実施日に研修を行った際、前項に示す正当な理由により欠席をした者に対し、本会は補講を行うこととする。

(研修会終了後2週間以内に佐賀県薬剤師会事務局に補講受講の旨、研修会を欠席した理由を伝える事)

ii) 補講の形式

講義(集合研修)形式又は遠隔講座(Web)のいずれかで行う。その者が欠席した研修日に行われた講義の録画映像を視聴させることにより実施する。

iii) 補講の出席の認定

講義(集合研修)形式の場合は、通常の運営方法にて出席として認定し、遠隔講座(Web)の場合は、視聴ログ又は視聴中に画面に表示するキーワードを後日提出させ正答することにより出席として認定する。

iv) 補講の修了認定

補講参加者の研修の修了に当たり、試験又はレポート提出により補講参加者の研修内容の習得を確認する。試験は10問の設問を回答し、6問以上の正答を得た参加者に修了認定を行う。その際、遠隔講座(Web)に限り、見返し防止の観点から、講義内容に関するレポートの提出により確認試験実施に代えるものとする。

(4) 研修の内容

- ① 医薬品に共通する特性と基本的な知識
- ② 人体の働きと医薬品
- ③ 主な一般用医薬品とその作用
- ④ 薬事に関する法規と制度
- ⑤ 一般用医薬品の適正使用と安全対策
- ⑥ リスク区分等の変更があった医薬品
- ⑦ 店舗の管理及び区域の管理に関する事項
- ⑧ その他登録販売者として求められる理念、倫理、関連法規等

(5) 教材

日本薬剤師会監修「登録販売者研修テキスト」に準拠し、研修の実施に関する検討会において、講師と協議の上準備する。

(6) 修了認定

研修参加者の研修の修了に当たり、試験又はレポート提出により研修参加者の研修内容の習得を確認する。試験は10問の設問を解答し、6問以上の正答を得た参加者に修了認定を行う。

3. 研修の専門性・客観性・公平性の確保

研修の客観性を確保するため、研修の実施に関する検討会を設置し、研修の運営、形式、内容等について検討する。検討に際しては教育、学術等関係者、消費者等の参画を求め、研修内容に相応する専門的な知識、経験等を有する者に講師を依頼する。

また、公平性を確保するため、ホームページ等を通じて研修会日時・内容等の実施計画及び実績の情報を公表する。

4. 修了認定・修了証

受講者の受講状況を確認した上で、受講修了証を発行する。研修受講者の氏名及び研修内容を記録、6年間保存する。

5. 研修の届出等

研修実施機関として、厚生労働省および佐賀県薬務課へ届け出る。

6. その他

本実施要領は必要に応じて研修委員会にて改訂する。

改訂 令和6年 3月11日 研修委員会

2.(3)・5. 及び6. 追記